

## 株式会社エフ・ポートの営業保証金に係る権利の申出について

四国財務局は、令和6年7月31日に、株式会社エフ・ポート（香川県高松市）に対して、登録取消し及び業務改善命令の行政処分を行いました。今般、同社の営業保証金について、取戻し手続きに係る申請がなされたことから、本日、「金融商品取引業者営業保証金取戻し公告」の官報公告を行いました。

同社の営業保証金について金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する方は、配当を受け取ることができます。

配当を希望される方は、下記の申出期間内に、下記の手続きにより、権利の申出を行ってください。下記期間内に権利の申出を行わなかった場合は、配当手続から除斥され配当金を受け取ることができません。

### 1. 「権利の申出」の受付期間（申出期間）

令和6年11月21日（木）～令和7年5月21日（水）

（注1）「権利の申出」は申出期間終了日の消印まで有効。上記申出期間経過後は受け付けられません。

（注2）郵便上の事故による紛失や遅延などについて、四国財務局では責任を負えませんのであらかじめご了承ください。

### 2. 「権利の申出」の方法

次の（1）～（8）の書類をそろえて、切手を貼り、四国財務局金融監督第一課へ申出期間内に郵送してください。

なお、書類に不備がある場合や、提出がない場合は、申出どおりの権利が認められない場合があります。

#### （1）申出書（別紙様式第五号）

記載例に従い、記入してください。

※「申出書」の氏名及び住所は権利を有する方ご本人の氏名及び住所を記入してください。

ただし、権利を有する方がお亡くなりになっている場合には相続人の氏名及び住所を、また、権利を有する方ご本人でも同社との契約時から氏名又は住所が変更になっている方は現在の氏名又は住所を記入してください。

- (2) 同社と締結した投資顧問契約書（写し）
- (3) 同社あての振込み等履歴（通帳の写しやカード利用明細）
- (4) 契約期間（契約の始期もしくは終期）を証する資料がある場合は当該資料
- (5) 契約を取り消している場合はその事実を証する資料
- (6) 相続人が申し出る場合は相続関係がわかる資料（戸籍謄本等）
- (7) 契約後に変更した氏名や住所で申し出る場合は、それらが確認できる資料（戸籍謄本や住民票等）
- (8) 権利を有すること及びその額を証するその他の資料がある場合は当該資料

### 3. 郵送宛先・問合せ先

四国財務局理財部金融監督第一課

郵便番号 760-8550

香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎（南館 7 階）

電話番号 087-811-7780（月～金 8：30～12：00 13：00～17：15）

### 4. 「権利の申出」をされる際の注意事項

- (1) 配当できる金額の総額は、同社が法務局に供託している営業保証金（500万円）の範囲内であり、権利者の人数及び権利額に応じて按分して分配されることとなりますので、申出金額の全額を返金できない場合があります。
- (2) 配当を受ける権利が確認された場合は、申出者に対し配当に必要な「証明書」を交付することとなりますが、金融商品取引法に基づく手続きには、申出後約 8 か月以上の期間を要します。配当金の払渡しについては、権利者が、同社が営業保証金を供託している「高松法務局」へ請求することとなります。その際には、四国財務局が後日送付する「証明書」と「供託金払渡請求書」が必要となります。詳しい手続きは、配当の実施時にお知らせいたします。
- (3) 高松法務局へ配当金の請求をする際に必要な「証明書」は、申出書に記入された権利者の住所及び氏名のとおり発行します。「申出書」提出後、申出人の住所、氏名又は電話番号に変更が生じた場合は、直ちに四国財務局にご連絡ください。ご連絡いただけない場合には、配当金の受け取りができなくなる場合があります。

令和 年 月 日

四国財務局長 殿

(郵便番号 ー )

申出人 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

申 出 書

下記のとおり、金融商品取引業者営業保証金規則第 14 条第 3 項の規定により、権利の申出をします。

記

1 債権者の名称及び住所

2 債権額

3 債権発生の原因たる事実

4 その他参考となる事項

(株) エフ・ポートからの一部返金の有無：有・無（どちらかに○を付けてください。）

(株) エフ・ポートとの和解・示談の有無：有・無（どちらかに○を付けてください。）

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

令和 6 年 11 月 21 日

四国財務局長 殿

(郵便番号 760 — 8550 )

申出人 住所 香川県高松市サンポート3番33号

電話番号 (087) 811 — 7780

商号

又は名称

氏名 財務 太郎

(法人にあつては、代表者の氏名)

法務局での還付の際、印鑑証明書の提出が必要となる場合がありますので、「住所」は印鑑証明書の住所で記載してください。

申 出 書

下記のとおり、金融商品取引業者営業保証金規則第14条第3項の規定により、権利の申出をします。

記

1 債権者の名称及び住所 財務 太郎  
香川県高松市サンポート3番33号

投資顧問契約を取り消していない場合、投資顧問契約に基づく投資助言を受けられなくなった日を起算点として、投資助言契約に基づく契約期間最終日までの日割りで算出した債権額を記載願います。

2 債権額 ¥7,096— (投資顧問契約を取り消しておらず、契約の終期が令和6年8月20日の場合の記載例)  
登録取消しにより、投資助言を受けられなかった令和6年8月1日から同年同月20日までの20日分  
助言報酬 11,000×(20日/31日) = 7,096 (1円未満切捨て)

3 債権発生の原因たる事実  
登録取消しにより、令和6年8月1日以降、(株)エフ・ポートから投資助言サービスを受けていないため。

既に債権の一部の返金を受けている場合、その額は債権額から控除してください。  
和解・示談等により、債権の金額について何らかの合意がある場合、当該合意による金額が債権の額となります。

4 その他参考となる事項

(株)エフ・ポートからの一部返金の有無: 有  無 (どちらかに○を付けてください。)

(株)エフ・ポートとの和解・示談の有無: 有  無 (どちらかに○を付けてください。)

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

令和 6 年 11 月 21 日

四国財務局長 殿

(郵便番号 760 - 8550 )

申出人 住所 香川県高松市サンポート3番33号

電話番号 (087) 811 - 7780

商号

又は名称

氏名 財務 花子

(法人にあつては、代表者の氏名)

法務局での還付の際、印鑑証明書の提出が必要となる場合がありますので、「住所」は印鑑証明書の住所で記載してください。

申 出 書

下記のとおり、金融商品取引業者営業保証金規則第14条第3項の規定により、権利の申出をします。

記

- 1 債権者の名称及び住所 財務 花子  
香川県高松市サンポート3番33号

- 2 債権額 ¥352,000- (投資顧問契約を取り消している場合の記載例)  
プレミアムコース初月助言報酬550,000円のうち、分割払いで支払い済みの330,000円+次月以降の助言報酬11,000×2カ月分

申出の時点で支払済みの金額を記載してください。

- 3 債権発生の原因たる事実  
〇〇を理由として、(株)エフ・ポートに対する意思表示により、投資顧問契約を取り消したため。

- 4 その他参考となる事項

既に債権の一部の返金を受けている場合、その額は債権額から控除してください。和解・示談等により、債権の金額について何らかの合意がある場合、当該合意による金額が債権の額となります。

(株)エフ・ポートからの一部返金の有無: 有  無 (どちらかに〇を付けてください。)  
(株)エフ・ポートとの和解・示談の有無: 有  無 (どちらかに〇を付けてください。)

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。